

春合宿第2問

Xは、2名と共謀の上、平成22年3月6日午前3時40分ころ、普通乗用車後部のトランク内にAを押し込み、トランクカバーを閉めて脱出不能にし同車を発進走行させた後、呼び出した知人らと合流するため、O県K市内の路上で停車した、その停車した地点は、車道の幅員が約7.5mの片側1車線のほぼ直線の見通しのよい道路上であった。

上記車両が停車して数分後の同日午前3時50分ころ、後方から普通乗用車が走行してきたが、その運転者は前方不注意のために、停車中の上記車両に至近距離に至るまで気づかず、同車のほぼ真後ろから時速約60kmでその後部に追突した。これによって、同車後部のトランクはその中央部がへこみ、トランク内に押し込まれていたAは、第2・第3頸椎損傷の傷害を負って、間もなく同傷害により死亡した。

Xの罪責を述べよ。なお、特別法の検討はしなくてよい。